

# 不利益処分基準(公表用)

総務部 人事課

法令名	恩給法	法令番号	大正 12 年法律第 48 号
手続名	扶助料受給者で事実上婚姻関係と同様の事情にある者の失権処分	根拠条項	第 80 条第 2 項
処分基準	<p>恩給法第 80 条第 2 項に規定する「事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ入リタルト認メラレル遺族」とは、いわゆる内縁関係にある者をいいます。</p> <p>内縁関係とは、婚姻の届出はしていないが社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係をいい、次の要件を備えている場合です。</p> <p>当事者間に、夫婦としての共同生活を維持継続する意思の合致があること。</p> <p>夫婦としての共同生活が長期間安定して継続していること。</p>		
対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	人事課
		交付機関	人事課
		目次	1 ~